

横浜地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 登録免許税還付請求事件

国側当事者・国

平成20年9月24日棄却・確定

判 示 事 項

- (1) 登録免許税の納税義務の確定時期
- (2) 宗教法人による不動産取得について、登録免許税が非課税とされるための要件
- (3) 原告法人が行った本件各登記については、手続的要件を満たしてはならず、登録免許税法4条2項（公共法人等が受ける登記等の非課税）の適用を受けることはできないから、原告法人が登録免許税を過大に納付したということとはできないとされた事例
- (4) 本件各登記が非課税になることを知らずに錯誤により登録免許税を納付したとの原告法人の主張が、非課税証明書を添付しなかったために登録免許税法4条2項（公共法人等が受ける登記等の非課税）の適用を受けることができないという以上は、自動確定の租税の一つである登録免許税の性質上、その納付義務があるというべきであって、これについて錯誤を論じる余地はないとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1) 登録免許税は、国税通則法15条3項（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）所定のいわゆる自動確定の租税の一つであり、納税義務の成立と同時に、納税者又は税務官庁の特別の行為を要することなくいわば自動的に納付すべき税額が確定する租税である。そして、登録免許税の納税義務は登記等のときに成立し（国税通則法15条2項12号）、その時に同時に納付すべき税額が確定することになる。また、登記を担当する登記官は、登記の申請の際、嘱託があったとき、その適正か否かの審査につき、形式的な審査権のみを有するものである。
- (2) 登録免許税法4条2項（公共法人等が受ける登記等の非課税）、別表第3の12第3欄1号（非課税の登記等の表）は、宗教法人が、専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法3条（境内建物及び境内地の定義）に規定する境内建物所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記については、登録免許税を課さない旨規定するが、同第4欄は、これを同号に該当するものであることを証する財務省令で定める書類（非課税証明書）の添付があるものに限っている。また、登録免許税法4条2項は、非課税となる登記等は、「同表の第4欄に財務省令で定める書類の添付があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添付して受けるものに限る。」旨その要件を明確に規定している。

以上によると、登録免許税法は、上記境内建物等の取得についての登記を非課税とすることにつき、登記を担当する登記官が形式的審査権しか有しないことも考慮し、非課税証明書の添付を要件（いわゆる手続的課税要件）としたものと解される。

- (3) 省略
- (4) 省略

判	決
原告	宗教法人A

同代表者代表役員	甲
同代表者代表役員代務者	乙
被告	国
同代表者法務大臣	保岡 興治
同指定代理人	磯村 建
同	片桐 克典
同	山口 賢泰
同	田中 明
同	坂牧 春男
同	関谷 敦子
同	鍋内 幸一
同	櫻井 和彦
同	伊藤 仁志

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、金2800万円を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、別紙物件目録1ないし74記載の各不動産（以下「本件各不動産」という。）を競売により取得して所有権移転登記又は持分移転登記（以下「本件各登記」という。）を経由する際に、被告に対し登録免許税として2812万8300円を納付したが、本件各登記について登録免許税法（以下「法」ともいう。）4条2項が規定する非課税事由があったとして、被告に対し、不当利得に基づき、上記納付金額のうち2800万円の返還を請求した事案である。

1 争いのない事実等

- (1) 原告は、昭和29年に設立された宗教法人である（甲1）。
- (2) 横浜地方裁判所は、平成17年12月2日、本件各不動産の競売手続（同庁平成●●年(〇〇)第●●号、同年(〇〇)第●●号）において原告に対し本件各不動産の売却許可の決定をした（原告は、平成18年4月13日にこれについての代金を納付した。）。本件各不動産中土地の地目は、その一部は宅地等であるが、大部分は山林や雑種地というものであった（乙1の1）。
- (3) 原告は、平成19年3月28日、被告に対し、本件各登記等の登録免許税として2812万8300円（移転登記分2810万8300円、抹消登記分2万円）を納付した（甲2、乙1の1・2）。
- (4) 横浜地方裁判所裁判所書記官は、同月30日、横浜地方法務局神奈川出張所に対し、本件各不動産について、登記権利者を原告、登記義務者をB株式会社、丙、丁、

戊、C、D、Eとし、登記原因を、別紙物件目録1ないし51の各不動産については平成18年4月13日担保不動産競売による売却、別紙物件目録52ないし74については同日強制競売による売却とする所有権移転登記又は持分移転登記（本件各登記）、並びに差押登記及び抵当権設定登記等の各抹消登記の嘱託をした（乙1の1）。

その際、原告から法別表第3の12第4欄に定める書類の提出はなく、したがって、上記登記嘱託につき、これら書類の添付はなかった。

(5) 横浜地方法務局神奈川出張所登記官は、平成19年3月30日、上記嘱託を受けて本件各登記等をした（乙1の1）。

2 登録免許税法等の定め

(1) 法4条2項 別表第3の第1欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第3欄に掲げる登記等（同表の第4欄に財務省令で定める書類の添付があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

(2) 法別表第3の12

第1欄（名称） 宗教法人

第2欄（根拠法） 宗教法人法

第3欄（非課税の登記等）

1 専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第3条（境内建物及び境内地の定義）に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記

2 省略

第4欄（備考） 第3欄の第1号又は第2号に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

(3) 登録免許税法施行規則4条は、上記第4欄中第3欄の第1号に掲げる登記に係る部分につき規定する書類を、登記に係る不動産が第3欄の第1号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地の都道府県知事等の書類（以下「非課税証明書」という。）としている。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

本件の争点は、本件各登記について法4条2項、別表第3の12第3欄1号に規定する非課税事由があったことを理由に、原告が被告に対し、納付した登録免許税の還付を請求できるかどうかである。

（原告の主張）

原告は、本件各不動産を法別表第3の12第3欄1号及び宗教法人法3条にいう「境内建物」及び「境内地」として取得し、現にそのように利用している。原告は、登録免許税を納付する際、本件各登記が非課税となることを知らずに、錯誤により納付してしまった。現実には本件各不動産が「境内建物」及び「境内地」である以上は、手続上の問題に関わらず、原告の還付請求は認められるべきである。

よって、原告は、不当利得に基づき、被告に対し、納付した登録免許税中2800万円の支払を求める。

（被告の認否等）

(1) 本件各不動産が法別表第3の12第3欄1号及び宗教法人法3条にいう「境内建物」及び「境内地」に該当することは不知。

(2) ア 法4条2項、別表第3の12第4欄は、法の特例を受けるための手続的課税要件を定めたものである。そして、当該法人が登録免許税の免除を受けたい場合には、あらかじめ非課税証明書の交付を受けた上、登記等の申請をする際にこれを添付しなければならない、非課税証明書の添付がない限りは当該法人に登録免許税を納付させるべきである。

本件では、本件各不動産が法別表第3の12第3欄1号及び宗教法人法3条にいう「境内建物」及び「境内地」に該当するか不明である。そして、仮にこれらに該当するとしても、原告は本件各不動産の登記嘱託の際、非課税証明書の添付をしてはおらず、また、本件各登記が完了したことによって、適法に登録免許税の納付義務が成立するとともに納税額も確定したのであるから、原告の2812万8300円を納付した行為は誤納付に当たらず登録免許税の還付を求めることはできない。

イ 原告は錯誤により登録免許税を納付したと主張するが、登録免許税は、納付義務者の主観に関係なく、登記の完了という客観的な事実によって納付義務が発生するとともに納税額が決定される租税であって、原告は錯誤無効を理由として登録免許税相当額の還付を請求することはできない。

第3 当裁判所の判断

1 争点について

【判示(1)】 (1) 登録免許税は、国税通則法15条3項所定のいわゆる自動確定の租税の一つであり、納税義務の成立と同時に、納税者又は税務官庁の特別の行為を要することなくいわば自動的に納付すべき税額が確定する租税である。そして、登録免許税の納税義務は登記等のときに成立し（国税通則法15条2項12号）、そのときに同時に納付すべき税額が確定することになる。また、登記を担当する登記官は、登記の申請、嘱託があったとき、その適正か否かの審査につき、形式的な審査権のみを有するものである。

【判示(2)】 ところで、前記第2の2のとおり、登録免許税法4条2項、別表第3の12第3欄1号は、宗教法人が、専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法3条に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記については、登録免許税を課さない旨規定するが、同第4欄は、これを同号に該当するものであることを証する財務省令で定める書類（非課税証明書）の添付があるものに限るとしている。また、法4条2項は、非課税となる登記等は、「同表の第4欄に財務省令で定める書類の添付があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添付して受けるものに限る。」旨その要件を明確に規定している。

以上によると、法は、上記境内建物等の取得についての登記を非課税とすることにつき、登記を担当する登記官が形式的審査権しか有しないことも考慮し、非課税証明書の添付を要件（いわゆる手続的課税要件）としたものと解される。

(2) 本件についてみると、前記第2の1のとおり、原告は、平成19年3月28日、被告に対し本件各登記等の登録免許税として2812万8300円を納付し、横浜

地方裁判所裁判所書記官は、同月３０日、横浜地方法務局神奈川出張所に対し本件各登記等の嘱託をし、横浜地方法務局神奈川出張所登記官は、同日、上記嘱託を受けて本件各登記等をしたというところ、この際、原告が非課税証明書を添付しなかったことについては当事者間に争いがない。

【判示(3)】　そうすると、本件各登記については、手続的課税要件を満たしてはならず、法４条２項の適用を受けることができないから、原告が登録免許税を過大に納付したということとはできない（なお、原告は、同項の適用を受けられない場合、２８１２万８３００円という額が過大であると主張するものではない。）。

【判示(4)】　また、原告は、本件各登記が非課税になることを知らずに錯誤により登録免許税を納付したと主張する。しかし、本件各不動産中土地の地目は、前記第２の１(２)のとおり、その一部は宅地等であり、大部分は山林や雑種地というものであって、本件各登記の手続がされた時点で、原告が非課税証明書の交付を受けることができたかどうかは明らかではないが、いずれにせよ、原告が非課税証明書を添付しなかったために法４条２項の適用を受けることができないという以上は、自動確定の租税の一つである登録免許税の性質上、２８１２万８３００円の納付義務があるというべきであって、これについて錯誤を論じる余地はない。

２ 結論

以上のとおりであって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第１民事部

裁判長裁判官 北澤 章功

裁判官 土谷 裕子

裁判官 高橋 心平

(別紙)

物件目録

1	所 地 地 地	在 番 目 積	横浜市 雑種地 1 9 4 9 平方メートル
2	所 地 地 地	在 番 目 積	横浜市 原野 8 1 0 平方メートル
3	所 地 地 地	在 番 目 積	横浜市 山林 2 1 1 7 平方メートル
4	所 地 地 地	在 番 目 積	横浜市 山林 7 3 1 平方メートル
5	所 地 地 地	在 番 目 積	横浜市 公衆用道路 1 0 8 平方メートル
6	所 地 地 地	在 番 目 積	横浜市 雑種地 1 3 0 平方メートル
7	所 地 地 地	在 番 目 積	横浜市 雑種地 6 4 0 平方メートル
8	所 地 地 地	在 番 目 積	横浜市 雑種地 4 4 5 平方メートル
9	所 地 地 地	在 番 目 積	横浜市 畑 1 7 平方メートル
1 0	所 地	在 番	横浜市

	地目	雑種地
	地積	199平方メートル
11	所在地番	横浜市
	地目	公衆用道路
	地積	359平方メートル
12	所在地番	横浜市
	地目	雑種地
	地積	492平方メートル
13	所在地番	横浜市
	地目	宅地
	地積	872.11平方メートル
14	所在地番	横浜市
	地目	雑種地
	地積	341平方メートル
15	所在地番	横浜市
	地目	公衆用道路
	地積	17平方メートル
16	所在地番	横浜市
	地目	雑種地
	地積	0.05平方メートル
17	所在地番	横浜市
	地目	山林
	地積	1890平方メートル
18	所在地番	横浜市
	地目	山林
	地積	1891平方メートル
19	所在地番	横浜市
	地目	山林
	地積	159平方メートル
20	所在地番	横浜市

	地目	山林
	地積	7. 7 4 平方メートル
2 1	所在地番	横浜市
	地目	雑種地
	地積	7 6 5 平方メートル
2 2	所在地番	横浜市
	地目	雑種地
	地積	1 7 5 8 平方メートル
2 3	所在地番	横浜市
	地目	雑種地
	地積	5 4 5 平方メートル
2 4	所在地番	横浜市
	地目	雑種地
	地積	1 5 4 平方メートル
2 5	所在地番	横浜市
	地目	雑種地
	地積	3 1 2 平方メートル
2 6	所在地番	横浜市
	地目	雑種地
	地積	1 0 7 平方メートル
2 7	所在地番	横浜市
	地目	山林
	地積	1 2 2 0 平方メートル
2 8	所在地番	横浜市
	地目	公衆用道路
	地積	5 7 平方メートル
2 9	所在地番	横浜市
	地目	畑
	地積	1 3 6 平方メートル
3 0	所在地番	横浜市

3 1	地 目	公衆用道路
	地 積	3 7 平方メートル
	所 在	横浜市
3 2	地 番	
	地 目	雑種地
	地 積	1 5 平方メートル
3 3	所 在	横浜市
	地 番	
	地 目	雑種地
3 4	地 積	5 . 2 7 平方メートル
	所 在	横浜市
	地 番	
3 5	地 目	公衆用道路
	地 積	1 5 2 平方メートル
	所 在	横浜市
3 6	地 番	
	地 目	雑種地
	地 積	1 6 平方メートル
3 7	所 在	横浜市
	地 番	
	地 目	宅地
3 8	地 積	3 0 1 . 2 1 平方メートル
	所 在	横浜市
	地 番	
3 9	地 目	畑
	地 積	1 6 9 平方メートル
	所 在	横浜市
4 0	地 番	
	地 目	畑
	地 積	3 5 平方メートル
3 9	所 在	横浜市
	地 番	
	地 目	公衆用道路
4 0	地 積	3 . 9 4 平方メートル
	所 在	横浜市
	地 番	
4 0	地 目	公衆用道路
	地 積	4 2 平方メートル
	所 在	横浜市
	地 番	

	地目	雑種地
	地積	1 0 5 5 平方メートル
4 1	所在地番	横浜市
	地目	雑種地
	地積	4 8 3 平方メートル
4 2	所在地番	横浜市
	地目	雑種地
	地積	2 1 4 平方メートル
4 3	所在地番	横浜市
	地目	雑種地
	地積	7 9 5 平方メートル
4 4	所在地番	横浜市
	地目	公衆用道路
	地積	1 6 平方メートル
4 5	所在地番	横浜市
	地目	雑種地
	地積	3 1 6 平方メートル
4 6	所在地番	横浜市
	地目	雑種地
	地積	1 3 6 平方メートル
4 7	所在地番	横浜市
	地目	雑種地
	地積	0 . 0 9 平方メートル
4 8	所在地番	横浜市
	地目	山林
	地積	9 6 9 平方メートル
4 9	所在地番	横浜市
	地目	山林
	地積	2 2 3 平方メートル
5 0	所在地番	横浜市

	地目	山林
	地積	259平方メートル
51	所在	横浜市
	家屋番号	
	種類	スポーツクラブハウス
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付き2階建
	床面積	1階 1693.52平方メートル
		2階 1027.10平方メートル
		地下1階 385.29平方メートル
52	所在	横浜市
	地番	
	地目	雑種地
	地積	79平方メートル
53	所在	横浜市
	地番	
	地目	雑種地
	地積	57平方メートル
54	所在	横浜市
	地番	
	地目	山林
	地積	688平方メートル
55	所在	横浜市
	地番	
	地目	雑種地
	地積	112平方メートル
56	所在	横浜市
	地番	
	地目	雑種地
	地積	150平方メートル
57	所在	横浜市
	地番	
	地目	雑種地
	地積	73平方メートル
58	所在	横浜市
	地番	
	地目	雑種地
	地積	33平方メートル
59	所在	横浜市
	地番	
	地目	雑種地

6 0	地	積	2 0 3 平方メートル
	所	在	横浜市
	地	番	
6 1	地	目	雑種地
	地	積	1 9 平方メートル
	所	在	横浜市
6 2	地	番	
	地	目	雑種地
	地	積	6 4 平方メートル
6 3	所	在	横浜市
	地	番	
	地	目	雑種地
6 4	地	積	9 5 平方メートル
	所	在	横浜市
	地	番	
6 5	地	目	雑種地
	地	積	4 8 平方メートル
	所	在	横浜市
6 6	地	番	
	地	目	雑種地
	地	積	8 . 0 9 平方メートル
6 7	所	在	横浜市
	地	番	
	地	目	雑種地
6 8	地	積	1 0 平方メートル
	所	在	横浜市
	地	番	
6 9	地	目	雑種地
	地	積	3 . 1 3 平方メートル
	所	在	横浜市
	地	番	
	地	目	雑種地
	地	積	0 . 1 7 平方メートル
	所	在	横浜市
	地	番	
	地	目	雑種地
	地	積	2 0 平方メートル
	所	在	横浜市
	地	番	
	地	目	山林

地 積 1 0 4 0 平方メートル

(持分 2 分の 1)

- | | | |
|-----|-------|----------------------|
| 7 0 | 所 在 | 横浜市 |
| | 家屋番号 | |
| | 種 類 | 調理場・便所 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 |
| | 床 面 積 | 9 8 . 0 0 平方メートル |
| 7 1 | 所 在 | 横浜市 |
| | 家屋番号 | |
| | 種 類 | 倉庫 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 |
| | 床 面 積 | 1 3 0 . 3 8 平方メートル |
| 7 2 | 所 在 | 横浜市 |
| | 家屋番号 | |
| | 種 類 | 機械室 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階建 |
| | 床 面 積 | 2 0 1 . 2 5 平方メートル |
| 7 3 | 所 在 | 横浜市 |
| | 家屋番号 | |
| | 種 類 | 調理場 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根スレート葺平家建 |
| | 床 面 積 | 2 8 . 0 0 平方メートル |
| 7 4 | 所 在 | 横浜市 |
| | 家屋番号 | |
| | 種 類 | 便所 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 |
| | 床 面 積 | 5 2 . 5 0 平方メートル |